

広 情 審 第 1 5 号

平成 2 1 年 5 月 2 5 日

広 島 市 監 査 委 員 様

広島市情報公開審査会

会長 佐 伯 祐 二

公文書部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について（答申）

平成 2 0 年 6 月 2 7 日付け広監第 1 0 0 号で諮問のあったこのことについては、別添
のとおり答申します。

（諮問第 3 9 号関係）

答 申 書

平成 20 年 6 月 27 日付け広監第 100 号で諮問のあった事案（諮問第 39 号で受理）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の決定は、これを取り消し、不開示部分を開示すべきです。

2 異議申立ての趣旨

平成 20 年 6 月 12 日付け異議申立ての趣旨は、異議申立人（以下「申立人」という。）が同年 5 月 27 日付けで行った、「平成 20 年 5 月 21 日付広監第 83 号にある広島市立大学大場充教授よりの聞き取り内容のわかるもの」に係る開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、広島市監査委員（以下「実施機関」という。）が同年 6 月 9 日付け広監第 92 号で行った部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）について、これを取り消し、全部の開示を求めるというものです。

3 申立人の主張の要旨

異議申立書、意見書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

(1) 本件公文書開示請求の経緯等

ア 「広島市土木設計業務積算・下水道設計用数量計算システムのサーバ化基本設計業務（平成 19 年 12 月 25 日入札：入札後資格確認型一般競争入札方式）（以下「本件委託業務」という。）」について、富士通(株)中国営業本部が予定価格の 5% 程度の低廉な価格で落札した。申立人は、本件委託業務契約について、成果物の品質が保証されない不当・不公正なものであるため、契約を解除し、再入札を行う措置を求める住民監査請求（以下「本件監査請求」という。）を行った。

イ 本件監査請求の決定に際し、監査委員が学識経験者（広島市立大学大学院情報科学研究科：大場充教授）から意見聴取を行った内容について、申立人が本件開示請求を行ったところ、今後、不当な圧力等により、学識経験者からの協力が得られなくなるおそれがあるとして不開示とされた。

- (2) 上記(1)のイの学識経験者の意見聴取の内容については、次の理由により開示すべき情報であると考える。

ア 研究者は、学会や論文等で見解を述べるにあたり、自らの良心と知識、経験に基づき行うものであり、その内容が公表されても圧力を感じることはあり得ない。

イ 学識経験者の意見書は一種の鑑定書であり、その内容は、本件監査請求の審査・裁定に際し、証拠にあたるものと考えるが、この内容が開示されないと、その正否すら分からず、異論を唱えることもできない。

ウ 当該意見書は公費で作成されたものであり、市民に公開されてこそ、公正さ、妥当性、透明性が担保される。これが非公開のままでは広島市に損害をもたらすこととなる。市民の立場、納税者の立場からしても、開示されるべき情報である。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

- (1) 住民監査請求による監査結果の決定は、地方自治法第242条第8項の規定により、監査委員の合議により決定することとされている。本件監査請求に際しても、広島市長から意見書及び関係書類の提出を求め、監査請求人及び関係職員からの説明・陳述の聴取を行うなど、調査及び事実の確認を行った。また、本件委託業務の内容がコンピュータ・システムの基本設計業務に係るもので、非常に高度な専門知識が必要であることから、監査結果の決定に当たり、さらに慎重を期すための重要な判断材料として、監査結果の判断部分の妥当性等を含め、本件委託業務の成果品の品質（技術的観点）を検証するため、学識経験者から意見聴取を行った。
- (2) 申立人より、平成20年5月27日付けで本件開示請求がなされ、同年6月9日付け広監第92号で、監査事務局が学識経験者から意見聴取を行った「質問事項と回答」のうち、その意見聴取の内容部分について、監査委員の意思決定の途中段階の資料であり、監査委員が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査委員の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものとして、次の理由により不開示とする本件部分開示決定を行った。

ア 今後、同様に専門性の高いケースの場合に、学識経験者から迅速に意見を聴取するためには、忌憚のない意見聴取ができる環境を維持していく必要がある。実施機関として最も懸念するのは、学識経験者の意見に関する情報が開示されることが周知されると、判断の核心に関わる重要な意見を率直に聴取することが極めて困難となる。例えば、開示された意見が曲解され、当該学識経験者の社会的立場等を危うくすることなどが想定される。

イ 地方自治法第242条の2の訴訟を提起できるのは、監査委員の監査の結果若しくは勧告に不服がある場合等（監査請求前置主義）である。近時、住民の権利意識

の高まりから、監査結果若しくは勧告を不服として、住民訴訟が増加傾向にあり、今後、本市においても住民訴訟が増加すると考えられる。同様に専門性の高いケースの場合に、学識経験者の意見が開示されるということが周知されれば、率直な意見を提示する学識経験者からの協力を得られなくなるおそれがあり、住民訴訟の前置とされている住民監査請求に係る監査結果の決定において、迅速な対応をとることができなくなるという蓋然性は相当程度に高いものであると思料される。

5 審査会の判断理由

当審査会としては、本件対象公文書を見分し、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号。以下「条例」という。）の規定に即して検討した結果、以下のとおり判断します。

(1) 本件対象公文書について

申立人の本件開示請求に対し、実施機関は「平成20年5月21日付広監第83号にある広島市立大学大場充教授よりの聞き取り内容（質問事項と回答）」を本件対象公文書として特定しています。本件対象公文書は2枚で構成され、1枚目は「質問事項と回答」についての日時、聴取内容等が、また、2枚目には本件委託業務の成果品の品質に問題があるとする申立人の主張に対し、実施機関は成果品の品質を確認するため、①開発手法・手順、②ユーザの要求把握、③設計レビュー、④進ちょく状況の管理、⑤成果物の確認、の5項目から検討を行い、監査委員が品質に問題があるとは言えないと判断するに至った確認内容等が記載されたものとなっています。この2枚目部分の情報については、その判断部分の妥当性等を含め、同教授に確認を行う際にも使用され、平成20年5月21日付け広監第83号の「広島市職員に関する措置請求に係る監査結果について（通知）」により、申立人に限らず、広島市のホームページ上でも公表されています。

(2) 本件対象公文書の本件部分開示決定について

実施機関は、本件対象公文書において、上記(1)の①～⑤に係る広島市立大学大場充教授の回答内容を記載した部分（以下「本件不開示情報」という。）を不開示とする本件部分開示決定を行っています。

(3) 条例第7条第3号該当性について

ア 条例第7条第3号は、「広島市（以下「市」という。）の機関又は国等（国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人をいう。以下同じ。）が行う事務又は事業に関する情報であつて、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規定しています。実施機関は、本件部分開示決定において、「開示しない理由」を「監査委員の意思決定の途中段階の資料であり、監

査委員が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査委員の事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるものであるため」としています。

イ 説明書及び口頭意見陳述において、実施機関はその具体的な不開示理由として、今後、同様に専門性の高いケースの場合に、学識経験者から迅速に意見聴取を行うためには、忌憚のない意見聴取ができる環境を維持していく必要があり、学識経験者の意見に関する情報が開示されることが周知されると、例えば、開示された意見が曲解され、当該学識経験者の社会的立場等を危うくすることなどが想定され、判断の核心に関わる重要な意見を率直に聴取することが極めて困難になると主張しています。この主張は、学識経験者との信頼関係を重視し、非公開を約して意見聴取を行った場合などには、一般論として、理解できるものがあります。

しかし、開示請求に対しては、開示が原則であり、不開示は例外的取扱いであることから、条例第7条第3号（事務支障情報）を適用する際の「支障」については、具体的かつ実質的なものである必要があり、「おそれ」の程度も、単なる可能性では不足、相当程度に高い可能性ないしは蓋然性が要求されるため、個別・具体的な事案に即し、慎重な検討が必要となります。

ウ 本件不開示情報は、本件監査請求に係る監査結果の決定にあたり、学識経験者から意見聴取を行った際、本件委託業務の成果品の品質について、実施機関が検討を行った上記(1)の①～⑤の5項目について、学識経験者が述べた意見の要点を箇条書きの形式で記載したものです。その内容は、実施機関の見解を是としても差し支えない旨のものであり、また、実施機関も当該学識経験者の意見とは異なる監査結果の決定を行っていません。しかも、当該学識経験者の意見は、限られた質問事項について、情報科学上の技術的判断を示したものであり、仮に異論の余地があるとしても、政策的判断とは異なり、曲解や不当な攻撃の対象となることが考えにくい情報です。

こうした事実関係を前提に、本件に即して検討すると、学識経験者の意見に関する情報が開示されることが周知されると、判断の核心に関わる重要な意見を率直に聴取することが極めて困難となるという実施機関の主張は一般論に止まっているものであること、また、実施機関は、当該学識経験者の意見とは異なる監査結果の決定を行っておらず、開示された意見が曲解され、当該学識経験者の社会的立場等を危うくするような情報に該当するとは直ちに考えられるものではないことから、具体的かつ実質的な「支障」があるとするのは妥当ではありません。

そうであるならば、本件不開示情報を公にしても、監査委員の意思決定の途中段階の資料であり、監査委員が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、監査委員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれはなく、条例第7条第3号に該当するとは認められないため、開示することが相当です。

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断するものです。

6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりです。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処理内容
20. 6. 27	広監第100号の諮問を受理（諮問第39号で受理）
20. 11. 27 （第1回審査会）	審議（諮問第39号の事案の概要説明）
21. 1. 13 （第2回審査会）	審議（諮問第39号の事案の概要説明。異議申立人及び実施機関の口頭意見陳述）
21. 2. 3 （第3回審査会）	審議
21. 3. 10 （第4回審査会）	審議
21. 4. 22 （第5回審査会）	審議

参 考

広島市情報公開審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名
片 木 晴 彦	広島大学大学院法務研究科教授
金 谷 圭 子	弁護士
佐 伯 祐 二 (会 長)	広島大学大学院法務研究科教授
ジョージ・R・ハラダ	広島経済大学経済学部教授
吉 村 知 子	中国新聞社論説委員